

○世田谷区パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

令和4年10月28日4世人男女第153号

世田谷区パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

世田谷区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（平成27年9月25日27世人男女第184号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、個人の尊厳を尊重し、多様性を認め合い、自分らしく暮らすことができる地域社会を築くことを目指す世田谷区基本構想の理念及び世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例（平成30年3月世田谷区条例第15号。以下「条例」という。）第8条第1項第5号の規定に基づき、パートナーシップ及びファミリーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 双方又は一方が、性自認が戸籍上の性別と異なる者又は性的指向が異性のみではない者であって、互いをその人生のパートナーとし、生活を共にし、又は共にすることを約した2人の関係をいう。
- (2) ファミリーシップ パートナーシップにある者及びその双方又は一方の子又は親の家族としての関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップ又はファミリーシップにあることを誓い、区長に対してこれを表明することをいう。

2 前項に掲げるもののほか、この要綱において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

（宣誓の要件）

第3条 パートナーシップの宣誓をすることができる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 成年に達していること。
- (2) 区内に住所を有すること又は区内への転入を予定していること。
- (3) 他の者と婚姻関係（事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）にない

こと。

(4) 他の者とパートナーシップにないこと。

(5) パートナーシップにある者が、直系血族、三親等内の傍系血族及び直系姻族（親族関係又は姻族関係が解消された後の関係を含む。）でないこと。ただし、養子縁組によって直系血族又は三親等内の傍系血族になった場合を除く。

2 ファミリーシップの宣誓をすることができる者は、前項各号に掲げる要件を満たすパートナーシップにある者及びその双方又は一方の子又は親とする。

(宣誓の場所及び日時)

第4条 区長は、パートナーシップ又はファミリーシップの宣誓をしようとする者から宣誓の日の3開庁日前までにその希望の日時の申出を受け、当該希望の日時を基に宣誓の場所及び日時を決定し、その者に対して通知するものとする。

(宣誓の方法)

第5条 区長は、パートナーシップ又はファミリーシップにある者（以下「当事者」という。）がパートナーシップ又はファミリーシップの宣誓をしようとする場合には、その全員に、第13条に定める本人確認のための書類の提示をさせ、それらの者に係る本人、年齢及び住所の確認を行うとともに、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓にあたっての確認書（第1号様式）の提出をさせるものとする。

2 区長は、前項の規定による確認をした場合には、当事者の全員に、区職員の面前で宣誓書（世田谷区パートナーシップ宣誓書（第2号様式）又は世田谷区ファミリーシップ宣誓書（第3号様式）をいう。以下同じ。）にそれぞれの者に係る事項を自書させ、当該宣誓書を区職員に提出させるものとする。ただし、当事者のうちいずれかの者が当該事項を自書することができないときは、その者の立会いの下で、当事者のうち他の者又は区職員が代書することができるものとする。

3 当事者がファミリーシップの宣誓をする場合において、当該宣誓に係る子又は親が区職員の面前で宣誓をすることができないやむを得ない事由があると区長が認めるときは、その者のファミリーシップの宣誓は、予めその者が自己に係る事項を自書した宣誓書を、当事者のうち他の者に持参させる方法によりすることができるものとする。ただし、予めその者が自己に係る事項を自書することができないときは、当事者のうち他の者が代書することができるものとする。

4 宣誓書には、宣誓の日前3か月以内に発行されたパートナーシップにある者の双

方に係る戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）又は戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）（外国籍の者については、その者に係る婚姻要件具備証明書若しくは独身証明書又は結婚証明書その他これに準ずる書類及び翻訳者を明らかにした日本語によるその訳文（本人の翻訳によるものを含む。）。ただし、これらの書類の取得が困難な事情があると区長が認めるときは、当該事情及び当該外国籍の者が婚姻要件を具備する旨を記載した申述書）を添付するものとする。

- 5 当事者がファミリーシップの宣誓をしようとする場合においては、前項の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）又は戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）は、当該宣誓に係る子又は親が掲載されているものとする。ただし、その書類の取得が困難な事情があると区長が認める場合は、パートナーシップにある者との続柄の記載がある住民票の写しその他の当該子又は親のパートナーシップにある者との続柄を証する公的な文書の提出をもって、これに代えることができるものとする。
- 6 当事者が社会生活上日常的に使用している氏名（以下「通称」という。）の使用を希望する場合においては、宣誓書には、国民健康保険の被保険者証の写しその他の当該通称を使用していることを証する書類を添付するものとする。
- 7 区内への転入を予定している者がパートナーシップ又はファミリーシップの宣誓をしようとする場合においては、宣誓書には、賃貸借契約書の写しその他の転入の予定が確認できる書類を添付するものとする。ただし、当該宣誓の時点で、転入後の住所が定まっていないときは、この限りでない。
- 8 区長は、前項の場合において、パートナーシップ又はファミリーシップの宣誓があったときは、当該宣誓者に、当該宣誓の日後3か月以内に転入の事実が確認できる書類を区職員に提出させるものとする。

（宣誓書受領証等の交付）

第6条 区長は、パートナーシップ又はファミリーシップの宣誓をしたパートナーシップにある者（以下「パートナーシップにある宣誓者」という。）に対し、宣誓書受領証（世田谷区パートナーシップ宣誓書受領証（第4号様式）又は世田谷区ファミリーシップ宣誓書受領証（第5号様式）をいう。以下同じ。）並びに收受印及び宣誓番号を表示した宣誓書の写しを1部ずつ交付するものとする。

- 2 区長は、パートナーシップ又はファミリーシップの宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）からパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証（小型）発行申

込書（第6号様式。以下「小型の宣誓書受領証発行申込書」という。）の提出があった場合には、前項に規定するもののほか、宣誓者の希望に応じ、その全員又は一部の者に対して、小型の宣誓書受領証（小型の世田谷区パートナーシップ宣誓書受領証（第7号様式）又は小型の世田谷区ファミリーシップ宣誓書受領証（第8号様式）をいう。以下同じ）を交付するものとする。

（宣誓書受領証等の再交付）

第7条 区長は、次の各号のいずれかの理由により、パートナーシップにある宣誓者からパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証再交付申請書（第9号様式。以下「再交付申請書」という。）の提出があった場合には、パートナーシップにある宣誓者に対して宣誓書受領証を再交付するとともに、宣誓者の希望に応じ、その全員又は一部の者に対して小型の宣誓書受領証を再交付するものとする。

- (1) 亡失又は滅失
- (2) 汚損又は破損
- (3) 前2号に掲げるもののほか、再交付を必要とする事由が生じたこと。

2 区長は、前項第2号又は第3号の理由による再交付申請書の提出があった場合には、パートナーシップにある宣誓者に、宣誓書受領証及び宣誓者が交付を受けた全ての小型の宣誓書受領証の返還をさせなければならない。

（宣誓事項の変更）

第8条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、パートナーシップにある宣誓者及び宣誓のあった事項の変更を要する宣誓者（パートナーシップにある宣誓者を除く。）に、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓事項変更申出書（第10号様式。以下「宣誓事項変更申出書」という。）の提出並びに宣誓書受領証、宣誓者が交付を受けた全ての小型の宣誓書受領証及び宣誓書の写し（既に返還があった場合を除く。）の返還をさせ、パートナーシップにある宣誓者に対して当該変更をした宣誓書受領証を再交付するとともに、宣誓者の希望に応じ、その全員又は一部の者に対して当該変更をした小型の宣誓書受領証を再交付するものとする。

- (1) 宣誓者のうちいずれかの者の氏名に変更があったとき。
- (2) 宣誓者のうちいずれかの者の通称に変更があったとき。
- (3) 宣誓者のうちいずれかの者が、区内に転入し、又は区内で転居したとき。
- (4) パートナーシップにある宣誓者の双方又は一方の子又は親が、新たにファミリ

ーシップの宣誓に加わるとき（既に他の子又は親が当該宣誓をしているときを含む。）。

(5) 第9条第3項の規定により、宣誓者（死亡した者を除く。）がファミリーシップの宣誓を継続するとき。

(6) ファミリーシップの宣誓をした子及び親のうちいずれかの者が、ファミリーシップを形成する意思がなくなったことその他の事由により、ファミリーシップの宣誓から離脱するとき。

2 宣誓事項変更申出書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。

(1) 前項第1号に該当する場合 戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）その他の変更後の氏名が確認できる書類

(2) 前項第2号に該当する場合 国民健康保険の被保険者証の写しその他の変更後の通称が確認できる書類

(3) 前項第3号に該当する場合 住民票の写しその他の変更後の住所が確認できる書類

(4) 前項第4号に該当する場合 第5条第5項に規定する書類

3 区長は、第1項の場合において、宣誓者が、改めて宣誓書にそれぞれの者に係る事項を自書し、又は代書し、それを提出したときは、パートナーシップにある宣誓者に宣誓書の写しを交付するものとする。

4 区長は、第1項の規定にかかわらず、ファミリーシップの宣誓をした子（満15歳以上の者に限る。）及び親のうちいずれかの者から、宣誓事項変更申出書により当該宣誓から離脱したい旨の申出があった場合には、その者に、小型の宣誓書受領証（交付があった場合に限る。）の返還をさせ、パートナーシップにある宣誓者に対して、ファミリーシップ宣誓事項変更通知書（第11号様式。以下「変更通知書」という。）によりその者が当該宣誓から離脱した旨を通知するものとする。

5 区長は、前項の場合において、パートナーシップにある宣誓者から再交付申請書の提出があった場合には、パートナーシップにある宣誓者に、宣誓書受領証、宣誓者が交付を受けた全ての小型の宣誓書受領証及び宣誓書の写し（既に返還があった場合を除く。）の返還をさせ、当該パートナーシップにある宣誓者に対して離脱をした者に係る事項を消去した宣誓書受領証を再交付するとともに、宣誓者の希望に

応じ、その全員又は一部の者に対して当該事項を消去した小型の宣誓書受領証を再交付するものとする。

(宣誓の失効)

第9条 区長は、パートナーシップにある宣誓者が次の各号のいずれかの場合に該当するに至ったときは、パートナーシップにある宣誓者に、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓失効申出書（第12号様式。以下「失効申出書」という。）の提出をさせなければならない。この場合において、提出された失効申出書に係るパートナーシップ又はファミリーシップの宣誓は、その効力を失うものとする。

- (1) 第3条第1項に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) パートナーシップの解消又はパートナーシップ及びファミリーシップの解消をしたとき（宣誓者のうちいずれかの者からその申出があったときを含む。）。
- (3) パートナーシップにある宣誓者の一方が死亡したとき。

2 前項第3号に該当する場合においては、失効申出書には、死亡診断書その他の死亡の事実が確認できる書類を添付するものとする。

3 区長は、第1項の規定にかかわらず、同項第3号に該当する場合において、ファミリーシップの宣誓者がファミリーシップの継続を希望するときは、前条第1項に規定する宣誓事項の変更により、その宣誓者（死亡した者を除く。）に係るファミリーシップの宣誓を継続させることができるものとする。この場合において、宣誓事項変更申出書には、前項に規定する書類を添付するものとする。

4 区長は、第1項の場合において、失効申出書を提出したパートナーシップにある宣誓者に対し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓失効通知書（第13号様式。以下「失効通知書」という。）により当該宣誓が失効した旨を通知するものとする。

(宣誓の無効)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、宣誓者が既に行ったパートナーシップ又はファミリーシップの宣誓は、無効とする。

- (1) 宣誓者のうちいずれかの者にパートナーシップ又はファミリーシップを形成する意思がなかったとき。
- (2) 宣誓の内容に虚偽があったとき。
- (3) 第3条に規定する要件を満たしていなかったとき。

(4) 宣誓の日から3か月以内に、第5条第8項に規定する転入の事実が確認できる書類の提出がなかったとき。

2 区長は、前項の場合において、宣誓者のうちいずれかの者に対し、当該宣誓を無効とする旨を通知するものとする。

(宣誓書受領証等の返還)

第11条 区長は、第9条第1項に規定する宣誓の失効又は前条第1項に規定する宣誓の無効があった場合には、パートナーシップにある宣誓者に、宣誓書受領証、宣誓者が交付を受けた全ての小型の宣誓書受領証及び宣誓書の写し（既に返還があった場合を除く。）の返還をさせなければならない。

(宣誓に関する照会等)

第12条 区長は、宣誓者からパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓事項に係る照会書（第14号様式。以下「照会書」という。）により、宣誓のあった事項に関する照会を受けた場合には、当該事項についてパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓事項に係る回答書（第15号様式。以下「回答書」という。）により当該宣誓者に回答するものとする。

(本人確認)

第13条 区長は、第5条第1項に規定する場合のほか、宣誓者から転入の事実が確認できる書類、再交付申請書、宣誓事項変更申出書、失効申出書又は照会書の提出があった場合には、当該宣誓者に、次の各号のいずれかの書類の提示又はその写しの提出をさせ、その者に係る本人確認を行うものとする。

(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード

(2) 旅券法（昭和26年法律第267号）第2条第2号に掲げる一般旅券

(3) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項に規定する運転免許証

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公庁が発行した写真付きの免許証、許可証又は登録証明書その他区長が適当と認める書類

(通称の使用)

第14条 宣誓者は、宣誓書、小型の宣誓書受領証発行申込書、再交付申請書、宣誓事項変更申出書、失効申出書及び照会書に記載する氏名について、通称の使用を希

望する場合は、宣誓書に通称を記載することにより、当該通称を戸籍等における氏名とともに使用することができるものとする。

- 2 区長は、宣誓者が通称の使用を希望する場合は、宣誓書受領証、小型の宣誓書受領証、変更通知書、失効通知書及び回答書に表示する氏名として、当該通称を戸籍等における氏名とともに使用するものとする。

(台帳の整備等)

第15条 区長は、パートナーシップ及びファミリーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を記録するため、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓者台帳を備えるものとする。

- 2 区長は、パートナーシップ又はファミリーシップの宣誓に係る書類の提出等に応じて、適宜、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓者台帳を更新するものとする。

(委任)

第16条 この要綱の施行について必要な事項は、生活文化政策部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。